



## 第6章

### 【基本方針】柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～

---

---



## 柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～

### 【基本施策】

#### （1）包括的な相談支援体制の充実 重点施策

- 主な取り組み① 専門相談支援機関の強化
- 主な取り組み② 身近な地域の相談先の充実
- 主な取り組み③ 連携体制等の強化

#### （2）生活困窮者等への支援の推進

- 主な取り組み① 生活困窮者等への支援強化
- 主な取り組み② 困難を抱える子供・若者への支援
- 主な取り組み③ 再犯防止施策の推進

#### （3）防災・防犯対策の充実

- 主な取り組み① 災害時における要配慮者支援体制の充実
- 主な取り組み② 日常における防犯体制の充実

#### （4）地域医療・地域見守り体制の充実

- 主な取り組み① 地域医療体制の充実
- 主な取り組み② 認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実

#### （5）権利擁護と虐待防止の推進

- 主な取り組み① 福祉サービス事業者の育成
- 主な取り組み② 成年後見制度等の利用促進
- 主な取り組み③ 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

### 【柱3の取り組みを実施した結果指標】

指標名	実績値	目標値
地域での支えあいや助け合いに関心を持っている市民の割合	45.1% (令和元年度)	80% (令和8年度)

※第4次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より

目標値は、市民アンケート「身近な地域での助け合い活動が必要だと思いますか。」の設問から設定しました。「必要」と回答した割合 18.2%と「どちらかといえば必要」と回答した割合 59.3%の合計を目標値にしています（一の位を四捨五入しています）。

## 基本施策（１） 包括的な相談支援体制の充実 重点施策

### 【現状と課題】

近年、行方不明高齢者やひきこもり、高齢の親と無職の子供の問題（「8050問題」）、育児と介護の両方を抱える問題（ダブルケア）、10代で親の介護等をしている問題（ヤングケアラー<sup>※</sup>）、ごみ屋敷問題等、複合化した問題、制度の狭間にある問題が顕在化し、社会問題となっています。自殺が増加傾向にある理由として、それらの様々な悩みを追い込まれた末によることも考えられます。

本市では、高齢者、障害のある人、子供、それぞれに係る相談支援を行う各々の制度ごとの窓口を設けるとともに、まずどこに相談してよいかわからない場合や、「制度の狭間」に置かれて生活が困窮しているといった悩みを抱えている場合に、ワンストップサービスの機能を果たす「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」ができたことで、生活相談や就労支援等も充実し、自立の支援につながったケースも増えてきています。

しかし、市民調査において、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の認知度は1割以下に留まっており、福祉に関する困りごとがある人に利用していただくためには、地域への積極的なPRが必要です。

支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、広報紙やホームページ等多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供を行うとともに、相談支援窓口からの地域への積極的なPRを行い、専門的な相談支援窓口等へつながる仕組みづくりを図ることが必要です。

また、単独の支援機関だけでは対応が難しい複合化・複雑化した事例に対しては、多機関・多職種連携による包括的な支援体制が求められます。本市においては、専門的な相談機関が多数設置されており、まずはそれぞれの相談機関が包括的に相談を受け止め、その内容を分類し、支援可能な部署や支援機関へつなぎ、さらに各相談機関等が連携していく支援体制を構築する必要があります。

さらに、既存の制度の対象とならず、相談することをあきらめている人や、ヤングケアラーのように、家庭内に潜在化していて、支援の必要があっても相談機関につながりにくい人への支援方法としてアウトリーチ機能を強化することも求められます。

ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子供。

## 【めざすべき姿】

- ・誰もが必要な相談窓口の情報を得られ、困ったときには気軽に相談できるようにします。
- ・高齢者、障害のある人、子育て世帯等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域で相談支援を受けられるようにします。
- ・地域で社会福祉活動を行うさまざまな関係者が役割分担をしながら協力し、市民の相談に応じることができるようにします。
- ・一つ一つの困りごとは制度の対象にならなくても、それらが複合化して、生きづらさにつながっているような人に対し、各分野が連携し、総合的に対応できるようにします。

## 【体制（役割分担と実施内容）】

### 自助 (市民ができること)

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 身近な相談窓口等の情報を取得します。
- 市のホームページ、パンフレットを小まめに確認します。
- 近隣の人との日常的なつきあいを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につながります。
- 福祉課題を持つ人や家庭の情報を、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、関係行政機関へ連絡します。

### 共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 民生委員・児童委員や町会・自治会、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応します。
- 地域が顔見知りになり、身近な相談窓口等の情報を教え合います。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図ります。
- 障害のある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います。
- 各制度の相談窓口を地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え、協力・連携していきます。

### 公助 (行政等ができること)

- 総合相談窓口の情報や福祉に関する各種制度等を広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用し、わかりやすく情報提供を行います。
- 各分野での相談窓口において包括的に相談を受け止め、複合化・複雑化した課題については必要に応じて関係機関につなぎ、連携を図ります。
- 関係機関や団体、ボランティア等と連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスを推進します。
- 「8050 問題」や「ダブルケア」等、複雑多様化する福祉課題に対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図ります。
- 福祉の各分野（高齢者、障害のある人、子供・子育て、生活困窮者等）における相談支援機関の更なる充実を図ります。
- 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、関係機関とのネットワークの中から潜在的なニーズを抱える人を発見できるよう努めます。

## 主な取り組み① 専門相談支援機関の強化

地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、困りごとを抱える人の課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくため、相談機関のさらなる充実を図り、複数の福祉課題や制度の挟間となる課題についても対応のできる、総合的な相談体制の充実を図ります。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
39	総合相談窓口事業	高齢者、障害のある人、子供等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、対象者を限らないワンストップの相談窓口である船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」を設置し、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図る。	地域福祉課
40	地域包括支援センター運営事業	高齢者のための総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行う。	地域包括ケア推進課
41	障害者（児）総合相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護の必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。	障害福祉課
42	子育て世代包括支援センター※事業	妊娠・出産・子育てに関する各種相談に保健師・助産師・保育士・教員経験者・心理士といった専門職が応じ、支援が必要な人には個別の支援プランを策定し、継続的・包括的に支援する。	地域保健課

子育て世代包括支援センター

安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口。

## 主な取り組み② 身近な地域の相談先の充実

支援が必要な人に情報が届くように地域の支援者と連携し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し相談をしやすい環境を充実していきます。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
43	福祉相談運営事業補助金交付事業	地域での困りごと等の相談を受けるため、地区社会福祉協議会が設置している福祉相談窓口の更なる充実を目指し、財政的支援を行う。	地域福祉課
44	民生委員・児童委員事務局運営事業	民生委員・児童委員が行う地域住民の福祉向上のための相談や訪問等に対する支援を行うとともに、相談のある市民へ民生委員の紹介を行う等、連絡調整を行う。また船橋市民生児童委員協議会の事務局として、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
45	高齢者まちかど案内所事業	介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口について、介護保険サービス事業所や薬局、整骨院等身近にある事業所で、高齢者やその家族からの相談を受け付ける。	地域包括ケア推進課



▲さまざまなお困りごとの相談に乗り、市と相談者のかけはしとなります（民生委員・児童委員事務局運営事業）



## 主な取り組み③ 連携体制等の強化

複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関が問題を共有し、連携して支援を行う等、各機関や各事業の協働等を図ります。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
46	地域ケア会議 <sup>*</sup> 等の開催	高齢者の個別課題の検討を行う「個別ケア会議」を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援する。また、「個別ケア会議」での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメント <sup>*</sup> し、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している「全体会議」を中心に検討を行う。また、それぞれの会議の開催を通じて、医療・介護・地域関係者等のネットワークづくりを行う。	地域包括ケア推進課
47	自立支援協議会 <sup>*</sup> の開催	障害者総合支援法に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害のある人に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす自立支援協議会を運営する。	障害福祉課
48	自殺対策連絡会議の開催	自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や民間団体等と連携体制を確保して、自殺の実態把握や情報交換等を行う。	健康政策課

地域ケア会議

地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で組織され、情報交換を行い、要援護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。

アセスメント

生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握したり、地域の生活支援ニーズを把握すること。

自立支援協議会

障害があっても住みやすい地域を作るため、ライフステージに応じた課題について、支援に関わる者が協議・連携・協働するために設置される機関。

## 基本施策（２）生活困窮者等への支援の推進

### 【現状と課題】

雇用を取り巻く環境の変化、世帯やコミュニティ機能の低下、貧困の世代連鎖等、社会情勢の変化の中で、今や誰もが生活に経済的な困りごとを抱えるリスクに直面しているといえます。

これまで日本では、仮に生活困窮状態に陥ったとしても生活保護制度がセーフティネット※となることで国民に包括的な安心を提供してきました。

しかし、生活困窮者には複合的な課題を抱える場合も多く、経済的困窮の背景の一つとして、社会的孤立や孤独、社会からの排除が重なり「制度の狭間」に置かれているケースもあることから、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」として、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

就労に向けて課題を抱えているケース等経済的な課題にとどまらず、ひきこもり等の社会的孤立や複合的な課題を抱える人への対応、子供の貧困※への対応が急務となる中、本市では、総合相談窓口として「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」を設置し、生活困窮等に関する自立の支援に取り組んできました。今後は、その内容の周知やアウトリーチ機能の拡充等更なる充実が求められています。

またそれらだけでなく、経済的な困窮や社会的孤立、さまざまな理由からホームレス状態に陥るケース、犯罪や非行に走り立ち直りに困難を抱えるケース等、福祉的な支援を必要とする場合は数多くあります。

生活困窮者等の状況はその人個人によって異なり、行政の支援はもとより、地域資源の活用や民間の団体・機関との協働、地域住民の理解促進等、多角的な取り組みを推進していくことが重要です。

---

セーフティネット	生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
子供の貧困	経済的状況や世帯状況に起因する困難な状況により、子供たちの成長段階のさまざまな経験や機会が失われること。



## 【めざすべき姿】

- ・生活困窮状態から抜け出せない人々が抱えているさまざまな課題を包括的に受け止め、行政による支援と地域による支援により、生活困窮者等が自立して生活できるようにします。
- ・地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害のある人、生活困窮者、ひとり親家庭等さまざまな支援を必要とする人に対して、関係機関等が連携を図りその人に合った支援を受けられるようにします。
- ・子供や若者が生まれ育った環境に左右され、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぎ、将来に向けてさまざまな経験ができるよう、関係機関等と連携して、子供・若者をサポートします。
- ・更生保護への取り組みを行うとともに地域の理解を深め、再犯防止に向けた総合的な取り組みを行います。

## 【体制（役割分担と実施内容）】

### 自助 (市民ができること)

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行います。
- 生活困窮者自立支援制度に関心を持ち、情報収集に努めます。
- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 経済的な困窮や更生保護について、偏見を持つことなく理解に努めます。

### 共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 地域で支援を必要としている人を民生委員・児童委員等、適切な相談者等へつなげます。
- 地域で支援を必要としている人に、地域での情報提供や相談支援を充実します。
- 地域でのつながりを生かし、社会的な孤立を防ぎます。
- 隣近所の人の変異等に早期に気づき、必要に応じて船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」等を紹介します。

### 公助 (行政等ができること)

- 関係機関と連携し就労・就労定着に向けた支援を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。
- 就労環境の整備等の事業に取り組み、個々の状況に応じた自立や就労、生活、社会とのつながりの回復等を支援します。
- 子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子供の貧困」対策について取り組みます。
- ひとり親家庭に対する相談支援を充実させるとともに、就労に向けた資格の取得費用の助成や貸付申請等を支援します。
- 更生保護や再犯防止に向けた取り組みを行います。
- ホームレスの支援に取り組み、ホームレス自身が自立した生活を営めるようにします。
- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携を図ります。
- 相談事業について広く市民に周知し、それぞれの相談窓口のネットワーク化を推進します。

## 主な取り組み① 生活困窮者等への支援強化

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、生活困窮者状態にある人に対して、関係機関等と連携し、包括的、継続的な支援体制を整備し、適切な対応を行います。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
49	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援する。	地域福祉課
50	就労準備支援事業※	すぐに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的に、グループワークや就労体験等を通じて「日常生活自立※」「社会自立※」「就労自立※」の支援を行う。	地域福祉課
51	ホームレス自立支援事業	ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者を対象に、福祉、健康、住居等の相談・指導を行い、自立を促すとともに関係機関等と連携しながら、ホームレスに関する問題解決を図る。	地域福祉課

就労準備支援事業	一般就労を行う前段階としての準備として、基礎能力を形成するための支援を行う事業。
日常生活自立	適切な生活習慣の形成を促すため、適切な身だしなみに関する指導や助言等を行うこと。
社会自立	社会的能力の形成を促すため、地域活動への参加等を行うこと。
就労自立	就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を行うこと。

## コラム ～「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」～

平成24年12月に、高齢者、障害のある人、子供等、対象者を限定せず、どなたからの相談もお受けする「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」が誕生しました。

当時、千葉県内には福祉の総合相談窓口として「中核地域生活支援センター」が13か所の千葉県保健福祉センターの圏域ごとに設置されていました。また、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「第2次船橋市地域福祉計画」の策定にあたり、策定委員から福祉に関するワンストップの窓口の提言がありました。これらをきっかけに、庁内で検討を進めた結果、市の独自事業として「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」が開設され、相談事業を開始しました。

その後、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」は平成25年4月から厚生労働省の生活困窮者自立支援制度のモデル事業（自立相談支援事業）に採択され、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、さまざまな事情で生活にお困りの人からの相談をお受けし、一人ひとりの状況に応じて寄り添いながら、就労支援や家計改善支援等、さまざまな支援を行っております。



▲市役所別館の入口に目印の看板があります。お気軽にご相談ください



▲さまざまな困りごとにお悩みの人の相談に応じ、一人ひとりの状況に合わせた支援策を提示します

## 主な取り組み② 困難を抱える子供・若者への支援

子供や若者が生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるように、関係機関や地域等と連携しながら困難を抱える子供・若者への支援を図ります。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
52	学習支援事業	子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生を対象に、学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な学力向上を図るための指導や、進学及び進路支援を行うこと並びに高校生等への中退防止のための指導及び相談を行う。	地域福祉課、 児童家庭課、 生活支援課
53	フードバンク・子ども食堂への支援	地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているフードバンク・子ども食堂の取り組みを支援するため、活動状況の情報発信を行うなど、活動に対する支援を行う。	地域福祉課、 児童家庭課
54	若者就業支援事業	若者の就業環境の改善を図るため、「ジョブカフェちば <sup>※</sup> 」で（公財）千葉県産業振興センターが実施する就業支援事業に対する助成及び「いなばし地域若者サポートステーション」による若年無業者への就労支援を行う。	商工振興課

ジョブカフェちば 船橋市にある、15歳からおおむね39歳までの人の就職活動及び企業の採用活動をサポートする千葉県の施設。



## コラム ～「食」でつながる地域の輪 子ども食堂・フードバンク」～

子ども食堂は子供が一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場等の役割を果たしています。子ども食堂は民間発の自主的かつ自発的な取り組みで、全国的に急速な広がりを見せており、船橋市内でも平成28年4月から始まり、現在では18カ所の店舗や施設で行われています（令和3年10月末現在）。

船橋市内にある子ども食堂は、飲食店や福祉・医療等の施設等さまざまな場所で地域に根ざした活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会食形式の開催が難しい時には、お弁当や食品の配布を行うパントリー形式で開催する等、工夫を凝らした活動が行われています。

また、「特定非営利活動法人フードバンクふなばし」では、家庭に眠っている食品や品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を個人や企業等から寄付してもらい、支援を求める子育て家庭へ配送する他、子育て支援団体や子ども食堂にも提供しています。

個人や企業等が「特定非営利活動法人フードバンクふなばし」へ食品を寄付することで、食に不安を抱く子育て家庭を支援し、食品ロスの削減・社会貢献の推進に繋がっています。

### 子ども食堂



▲友達と楽しく食事します  
(おむすび食堂)



▲みんなで楽しく調理します  
(きすな子ども食堂)

### フードバンクふなばし



▲いろいろな種類の食事が楽しめます  
(キタナラ子ども食堂)



子育て家庭への温かい▶  
メッセージを添えて  
お届けしています

◀ボランティアの協力で、  
寄付いただいた食品を  
箱詰め作業しています



### 主な取り組み③ 再犯防止施策の推進

出所者等に対し、地域で孤立しないよう必要な福祉サービスへ繋ぐとともに、適切な更生支援が行えるよう、地域の理解を深め、再犯防止に向けた総合的な取り組みを検討します。

#### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
55	保護司会補助事業	更生保護サポートセンター※において、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動」への一部助成を行う。	地域福祉課
56	再犯防止推進計画※策定及び推進	犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、市再犯防止推進計画の策定について検討する。犯罪をした者等が社会的に孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。	地域福祉課

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

再犯防止推進計画

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。



## 基本施策（3）防災・防犯対策の充実

### 【現状と課題】

大地震等の災害や、地域の中での犯罪被害は、普段の暮らしの中で突然発生します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、市内においても家屋の倒壊や液状化によって、多くの被害が発生し、特に沿岸部の潮見町、日の出、栄町、若松等では液状化による被害が深刻でした。また、令和元年9月の台風第15号では、千葉県内で大規模かつ長期停電が発生し、本市でも多くの世帯が被害を受けました。

市民調査において、助け合い活動が必要と回答した理由では「災害等いざという時のために必要だから」の割合が最も高くなっており、災害時における地域での助け合いの必要性は多くの市民の共通認識であることがうかがえます。

本市では、地震等突然の災害の対策として、高齢者や障害のある人等の自力での避難が難しいと思われる「避難行動要支援者」を把握し、日頃からの見守りや緊急時の支援事業として市社会福祉協議会が実施する「安心登録カード事業」と連携することにより安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。今後は、避難行動要支援者の避難支援等をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める必要があります。

大規模な災害時には公的支援だけでは限界があるため、地域の助け合い、支え合いによる見守りや、町会・自治会等の自主防災組織<sup>※</sup>の活動の強化、防災訓練や学習会の開催、防災マップづくり等、地域における平常時からの体制構築も重要です。また、地域で暮らす外国人住民は、言語や生活習慣等の違いにより災害時に要配慮者となりうることから、やさしい日本語や多言語での情報提供等が必要です。

地域で安心して暮らすには、防犯への取り組みも必要です。高齢者を中心に「電話de詐欺」等による被害が多発し、その手口も年々巧妙化してきている等、地域における防犯の必要性が高まっています。

防犯についても同様に、日頃からの地域のつながりを強化することにより、地域における自主防犯活動やスクールガード<sup>※</sup>による子供たちへの見守り等、地域ぐるみで被害を未然に防ぐ活動も期待されています。

自主防災組織

「私たちの地域は、私たちが守る」という精神、連帯感により自主的に結成する組織で、お互い協力しあい、地域が一体となって防災活動を行うための組織。

スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、登下校の時間に合わせて通学路や近くの公園等をパトロールしながら見守り活動を行うボランティア。

## 【めざすべき姿】

- ・日頃から地域全体で防災対策に取り組み、災害が起こったときには皆で助け合えるようにします。
- ・災害時に最も支援を必要とする人にも、不足なく支援がとどくような体制・仕組みを整えます。
- ・地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、学校、警察、事業者、行政が一体となった活動により、犯罪を未然に防ぐことができるようにします。
- ・高齢者をねらい手口が巧妙化する犯罪や幼い子供を対象とする犯罪から住民を守るため、新しい対策を講じることができるようにします。

## 【体制（役割分担と実施内容）】

### 自助 (市民ができること)

- 日頃から防災意識及び防犯意識を高めます。
- 地域の防災訓練へ積極的に参加します。
- 避難行動要支援者について理解を深めます。
- 災害時等に備えて、平常時の地域の支え合い、助け合いに協力します。
- 自分の身の回りでどのような犯罪が起きているのか情報収集をします。

### 共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 地域での自主防犯活動及び自主防災活動を支援します。
- 災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。
- 災害時に備えて自主防災組織が中心になり、訓練を実施します。
- 災害時には、地域を守るための物資、場所、人材の提供等の協力を努めます。
- 地域での見回り等により犯罪を未然に防ぐ活動を行います。
- 詐欺等に関して回覧板・掲示板等を活用して注意喚起を行います。

### 公助 (行政等ができること)

- 地域での見守り等、日頃からの防犯体制・防災体制の構築を支援します。
- 防犯情報・防災情報の周知や啓発を図ります。
- 地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会の実施、自主防災組織の育成、強化を図ります。
- 避難行動要支援者制度の周知や要支援者情報提供の同意を促します。
- 避難所における要配慮者に対する支援体制の構築、強化を関係機関（市民、事業者、社会福祉協議会等）と共に行います。
- 消費生活に関する相談窓口を充実させ、消費者利益の擁護を図ります。

## 主な取り組み① 災害時における要配慮者支援体制の充実

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、要配慮者支援体制の充実を図ります。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
57	安心登録カード登録者への見守り活動支援	船橋市社会福祉協議会が実施する安心登録カード登録者見守り活動支援事業に要する費用の一部を補助し、日頃からの見守り活動を通じて顔の見える関係を築くことで、災害時の救援・支援体制の構築を推進する。	地域福祉課
58	自主防災組織の育成	地域住民の自助・共助の精神による自発的な防災活動の推進を図るため、町会・自治会・マンション管理組合等を単位として補助金を交付し、自主防災組織の結成及び防災訓練の参加等活動促進に努める。	危機管理課
59	災害時外国人支援サポーター養成事業	言語、生活習慣、災害に対する意識が異なることにより災害発生時に要配慮者となりうる外国人住民に対し、やさしい日本語や多言語での情報提供、通訳・翻訳の支援等を行うボランティアを養成するため、船橋市国際交流協会と共催で実施する。	国際交流課

## 主な取り組み② 日常における防犯体制の充実

地域の防犯パトロールやスクールガードによる子供の見守り、地域防犯組織等地域ぐるみの防犯活動の取り組みを周知・支援します。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
60	自主防犯活動支援事業	地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊へのパトロール物資の支給等を行う。また、町会・自治会等が自主防犯活動を補完するために設置した防犯カメラの設置費及び維持管理費を補助する。	市民安全推進課
61	スクールガード事業	登下校の時間帯に合わせて、通学路や近くの公園等をパトロールしながら、子供たちを見守る。	保健体育課 (児童・生徒防犯安全対策室)
62	消費者啓発事業	消費者被害の未然防止及び自立した消費者の育成のために各種啓発、情報の提供を行う。	消費生活センター



▲町会・自治会等による自主防犯活動を支援します  
(防犯パトロール隊の式典の様子)

## 基本施策（４） 地域医療・地域見守り体制の充実

### 【現状と課題】

住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、地域の医療体制の充実が大きな要素となります。また、高齢者においては、自身の療養が必要となった場合でも自宅で生活することを望む人が多く、身近に病気や健康維持について相談できるかかりつけ医の存在が重要となるとともに、在宅における医療体制の充実をさせていく必要があります。

本市では、市立医療センターや市立リハビリテーション<sup>※</sup>病院、地域の医療機関等に加え、在宅医療<sup>※</sup>・介護についての相談窓口である在宅医療支援拠点「ふなぽーと」や、医療・介護団体及び行政で組織される「船橋在宅医療ひまわりネットワーク<sup>※</sup>」等、それぞれが協力・連携することで、急性期から回復期、維持期・生活期まで切れ目のない支援を行い、市民が安心して暮らせる体制づくりに努めています。

また、近年、認知症の徘徊等による行方不明者が増加し、社会問題として大きく取り上げられています。加えて、社会から孤立した結果、誰にも看取られることなく亡くなり、死後しばらく経って発見されるという大変痛ましい事案も発生しています。

本市では、徘徊により居所不明となった高齢者を、GPSを使用して探索し、早期に介護者が発見できるよう位置情報を提供するサービスを行っています。

また、社会的孤立等の見守りに関しては、地域ケア会議で見守りが必要な方への対応の話し合いや、町会・自治会、民生委員・児童委員などが日頃から行っている見守り活動、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業で電話訪問やはがきによる見守り活動を行っています。さらに、日常生活のささいな異変を発見するために、ライフライン事業者等の民間事業者の協力を得て、地域における見守りの強化を進めています。

このように公的な機関と地域の関係団体、民間事業者が連携・協力し、社会からの孤立を防ぎ、たとえ障害があっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる仕組みづくりを進めることが、今後一層必要となります。

リハビリテーション	事故・疾病で後遺症が残った者等を対象に、その能力を回復させるために行う訓練や療法。
在宅医療	在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。
船橋在宅医療ひまわりネットワーク	平成25年5月に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）の28団体で組織する任意団体。



## 【めざすべき姿】

- ・在宅医療を推進し、住み慣れた自宅等で最期まで安心して過ごすことができるようにします。
- ・地域の誰も見守りに関わる意識を持ち、孤立をなくすように努めていきます。
- ・高齢になっても、生活に支障が生じて、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自分らしい生活を継続することができるようにします。

## 【体制（役割分担と実施内容）】

### 自助 (市民ができること)

- 健康に対する意識を高め、身近な人との共通の話題とするよう心がけます。
- かかりつけ医を持ち、定期的な健康診断の受診等、自身の健康状態を確認し、健康づくりに努めます。
- 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所等を把握するようにします。
- 見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加します。
- 認知症は自分自身の問題であると認識します。

### 共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施します。
- 地域の医療機関同士が協力し、役割に応じて連携することにより、切れ目のない医療を提供します。
- 認知症高齢者等、支援が必要な人を発見したときは、速やかに相談します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催します。
- 地域全体でゆるやかな見守りを行います。
- 見守りが必要な人へ安心登録カードの登録を促します。

### 公助 (行政等ができること)

- 身近なかかりつけ医を持つよう市民に対し啓発します。
- 船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組みを支援し、在宅医療支援拠点事業を実施する等、在宅医療の推進を図ります。
- 救急診療や休日診療、休日歯科診療の体制を維持します。
- 認知症に関する各種施策の充実を図ります。
- 電話やICTも活用し、地域での見守り活動を支援します。
- 民間業者との見守り協定を締結し、連携を図ります。



## 主な取り組み① 地域医療体制の充実

身近な地域で安心して暮らせるように、在宅医療の充実に取り組みます。市民の望む療養生活の選択肢の一つとして、認知されるよう普及啓発に努めます。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
63	在宅医療支援拠点事業	在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者等への支援等を行う。	地域包括ケア推進課
64	船橋在宅医療ひまわりネットワーク交付金事業	平成25年5月に発足した28の医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で構成する船橋在宅医療ひまわりネットワークの事務局を担っている。現在、6つの委員会が設置されており、各委員会活動の資料作り、日程調整、会議運営、イベント企画、運営等を支援している。また、ひまわりネットワークホームページを管理している。	地域包括ケア推進課
65	在宅医療・介護の講演会・相談会事業	在宅医療・介護に関する講演会及び医師等の専門職による相談会を実施し、在宅医療等に関する市民への普及・啓発を図る。	地域包括ケア推進課

## 主な取り組み② 認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実

認知症サポーター<sup>※</sup>や民生委員・児童委員等を中心とした、地域住民による普段の暮らしにおける見守りや声かけとともに、事業者とも連携した地域の見守り体制の充実により、社会的な孤立を防げるよう努めます。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
66	認知症サポーター養成講座事業	認知症を理解し、地域で認知症の人とその家族を支える認知症サポーターを養成する。	地域包括ケア推進課
67	みまもりあいプロジェクト事業	認知症高齢者等の行方不明者搜索のため「みまもりあいアプリ」を使った情報共有をしている。アプリの利用を広めていくことで、行方不明者の早期発見と家族への支援を進めている。	地域包括ケア推進課
68	地域見守りネットワーク事業	地域住民の社会的孤立等を防止し、また孤立死を未然に防ぐ一環として、ライフライン事業者等さまざまな民間事業者の協力を得て日常の中の家庭のささいな異変を発見するため、本市と事業者の間で見守り協定を締結する。	地域福祉課



▲認知症サポーター養成講座を修了した人にお渡しする「認知症サポーターカード」

認知症サポーター 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

## 基本施策（５） 権利擁護と虐待防止の推進

### 【現状と課題】

各種の福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを選択し、事業者や施設と契約を結ぶ方式となっており、市民自身が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を入手し、検討していかななくてはなりません。

そのため、誰もが安心して福祉サービスを利用するには、福祉サービスを必要とする市民に対する相談支援体制の整備や、利用に関する情報提供が重要です。

同時に、福祉サービス向上のため、事業者が事業内容等の評価を専門機関に依頼する「第三者評価制度<sup>※</sup>」の活用や、利用者から寄せられた苦情に公平・公正に対応するための「第三者委員制度<sup>※</sup>」の周知、社会福祉従事者の専門性の向上等も求められます。

本市では、認知症や障害等により判断能力が不十分な人においても、安心して公的な手続きや財産の管理ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業<sup>※</sup>を推進するとともに、成年後見制度を支える市民後見人の養成を行う等、尊厳や必要な権利が守られるよう取り組んできました。

また、高齢者や障害のある人、子供の権利擁護を図り、尊厳を保持していくためには、虐待への対応という観点も切り離せません。

虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。また、市民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ることも重要となります。

一方、虐待を行ってしまった人を、加害者としてのみ捉えるのではなく、その背景にも目を向け、養護者または保護者として支援していく等、多角的な視点を持つことも必要となってきます。

第三者評価制度	サービス事業者が専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
第三者委員制度	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

### 【めざすべき姿】

- ・市民が自分自身の福祉ニーズを理解し、受けられるサービスについての情報を十分に受け取り理解した上で、自分にとって必要なサービスを安心して選べるようにします。
- ・利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があったりした場合には、サービスを改善できる仕組みが正しく機能するようにします。
- ・認知症や障害等により判断能力が不十分な人においても、安心して公的な手続きや財産の管理ができ、必要な権利が守られるようにします。
- ・地域と関係機関が協力しながら、高齢者や障害のある人、子供への虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組み、尊厳が守られるようにします。

### 【体制（役割分担と実施内容）】

#### 自助 (市民ができること)

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する理解を深めます。
- 虐待防止に向けた取り組みへの関心を高めま
- 虐待等の疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡します。

#### 共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 事業者は、サービスの内容について情報の周知に努めます。
- 事業者は、苦情解決のための第三者委員制度の導入や利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度の活用を積極的に行います。
- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきます。
- 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域住民等が連携して、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。
- ふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」で実施している日常生活自立支援事業の充実を図ります。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会や市民後見人制度に対する理解を深めるための研修を開催します。

#### 公助 (行政等ができること)

- 各分野の福祉サービスの質の向上を図ります。
- 成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実するとともに、申立人がいない場合の市長申立てについても、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
- 高齢者、障害のある人、子供の権利擁護を推進します。
- さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務等虐待防止に関わる情報を伝え、市民の意識啓発を図ります。
- 各地の高齢者の相談窓口や児童虐待の相談専用電話、障害者虐待防止専用窓口等、虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、市民への周知・啓発に努めます。

## 主な取り組み① 福祉サービス事業者の育成

高齢・障害・児童等の各分野のサービスの質の確保・向上に向けて、事業者や関係団体との連携等によるサービス提供従事者を対象とした研修・セミナー等を開催するとともに、第三者評価等の活用を促進します。また、利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があった場合には、それを受けてサービスを改善できる仕組みが正しく機能するように努めます。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
69	障害福祉及び介護保険サービス事業所等への指導	障害福祉サービス事業所及び介護保険法に基づく居宅サービス事業所等に対して、原則として1年に1度集団指導を行い、必要に応じて制度改正等に関する説明を行う。 また、給付費の適正化等を図るため、該当事業所について、定期的に実地指導を行う。	指導監査課
70	福祉サービスに対する苦情解決制度事業	市が所管する福祉施設の提供するサービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応するため、第三者委員会を設置する等して苦情を解決する仕組みを整える。	地域福祉課
71	保育所職員研修	市内の認可・認可外施設等の職員を対象として「保育士研修会」、「口腔衛生指導講習会」等の研修を実施し、資質の向上を図る。	公立保育園管理課

## 主な取り組み② 成年後見制度等の利用促進

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、当事者の権利が守られ、必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、地域における権利擁護支援の体制を整備し、成年後見制度の適正な普及啓発・利用促進に努めます。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
72	地域連携ネットワークの構築	多様な困りごとを、早期発見・早期支援につなげて、地域の関連機関によるネットワークを構築し、権利擁護の包括的な支援体制の構築を目指す。	地域包括ケア推進課
73	成年後見制度利用支援事業※	成年後見制度を利用する認知症高齢者や知的障害者、精神障害者のうち、費用負担が困難な人に対して市長申立てを行った場合の開始審判請求費用の助成及び後見人等の報酬等の助成をすることで利用者の福祉の増進を図る。	地域包括ケア推進課、 障害福祉課、 地域保健課
74	成年後見制度普及事業	成年後見制度の普及啓発を図るために、弁護士や司法書士、行政書士を講師として招き、市民や福祉サービス事業所、民生委員等を対象に、成年後見制度についての講演会を開催する。 また、権利擁護支援の担い手を増やすため、市民後見人養成講座を行う。	地域包括ケア推進課、 障害福祉課、 地域保健課

成年後見制度利用  
支援事業

成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができない人に対して、市長が代わって成年後見等の申し立てを行い、費用等の支払いが困難な人については市が助成を行う事業。



## 主な取り組み③ 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

各種相談専用機関と連携を図り、高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止の取り組みを行います。また、養護者または保護者への支援にも一体的に取り組めます。

### 【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
75	高齢者虐待防止事業	高齢者の虐待については、通報・相談の受付及び対応を地域包括支援センター及び在宅介護支援センター※で行っている。虐待の相談窓口等の周知については、広報の活用やリーフレットの作成等と併せて、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター職員、地域包括支援センター等相談協力員（民生委員・児童委員等）、ケアマネジャー等に対して、専門家による講演会等を開催し、意識啓発を図る。	地域包括ケア推進課
76	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止、養護者に対する支援のために虐待防止センターの設置等障害者虐待防止の体制を構築する。	障害福祉課
77	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童虐待に関する通告を受理し、関係機関と連携を図り当該家庭への支援を行う。	家庭福祉課

在宅介護支援センター

地域包括支援センター等と連携し、高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症等の相談に対応する地域の身近な相談窓口。